

平成26年3月24日

遠軽町条例第5号

遠軽町まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

遠軽町長 佐々木修一

遠軽町まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例

遠軽町まちづくり自治基本条例（平成19年遠軽町条例第9号）の一部を次のように改正する。

《省略》

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（遠軽町町民投票条例の一部改正）
- 2 遠軽町町民投票条例（平成19年遠軽町条例第11号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第39条」を「第38条」に改める。
（遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の一部改正）
- 3 遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例（平成24年遠軽町条例第15号）の一部を次のように改正する。
第1条中「地域社会の変化に合わせた条例の見直しを行うために必要な」を「条例が社会経済情勢等の変化に対応し、所期の目的を達成しているかどうかを総合的に」に改める。
第4条第3号及び第4号を削る。
（遠軽町議会基本条例の一部改正）
- 4 遠軽町議会基本条例（平成25年遠軽町条例第15号）の一部を次のように改正する。
第11条第1号中「第26条」を「第25条」に改める。